



自転車用ヘルメット購入費補助制度

概要	自転車用ヘルメットの着用を促進するため、期間限定で自転車用ヘルメットを購入する方へ補助金を交付します。
目的、得られる効果など	市民のヘルメット着用意識を向上させ、自転車乗車時のヘルメット着用人口を増やすことで、市内の自転車交通事故による負傷者を減らすとともに、負傷者の重症化を防ぐことを目指します。
導入に至った背景	令和5年4月1日付で改正道路交通法が一部施行され、自転車乗車時のヘルメット着用努力義務が全年齢に適用されることとなりました。 また、警察の情報提供により、市内交通事故件数のうち、自転車交通事故が25～30パーセントと高い割合を占めており、特にヘルメット非着用の場合、着用時に比べ、負傷する確率が高いことを確認しています。
内容	補助対象となるヘルメット1個につき2,000円 ※ただし、対象のヘルメットの取得に要する費用が2,000円未満の場合はその額となる。
受付期間	10月2日（月）～令和6年3月29日（金）の月曜・水曜・金曜日 （12月29日～1月3日を除く）
申込方法	市役所4階生活安全課で配布する申請書（市ホームページからダウンロード可）に必要事項を記入し、添付書類と併せて直接担当へ
対象	市税を滞納していない（同一世帯者を含む）市内在住者
定員	500人（申込順） ※予算がなくなり次第、受付を終了します。
問い合わせ先	くらし安全部 生活安全課 交通防犯係 TEL 046 (252) 8158 FAX 046 (255) 3550

